

「令和2年度電波の利用状況調査の評価結果（案）」に対して提出された意見及び総務省の考え方
（令和3年5月22日(土)から同年6月21日（月）まで意見募集）

【提出意見】

8件（件数は意見提出者数）の提出意見がありましたので、意見提出者ごとに、提出された意見及び総務省の考え方を以下に示します。

(順不同)

| No. | 意見提出者 | 案に対する意見及びその理由 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|-----|-----------------------------|---|--|------------------|
| 1 | 一般社団法人 全国 陸上無線協会 | <p>本件調査の結果で、「350MHz帯デジタル簡易無線局（登録局）及び450MHz帯デジタル簡易無線局が急増したことにより、利用帯域でのデジタル化が進展し、電波の有効利用が進んだ」との評価結果を支持する。</p> <p>一方で350MHz帯デジタル簡易無線局（登録局）は、割当てチャンネルが35チャンネル(うち5チャンネルは上空利用)と限られており、首都圏を中心に工事現場、イベント会場などにおいては、非常に混雑した不便な中で利用されている。</p> <p>平成20年度から新たに登録制度の対象となった350MHz帯デジタル簡易無線局（登録局）は、レンタルでの利用も可能で、より身近に気軽に使用できる無線システムとして種々の分野で使われており、これまで毎年6万局のペースで増加し、令和2年度末で68万局と今後5年以内には100万局に達する勢いである。</p> <p>将来のニーズに応えるとともに悪化する利用環境の改善を図るため、割当てチャンネルの増波等、周波数の利用計画の見直しを要望したい。</p> | <p>ご意見につきまして、ご賛同の意見として承ります。</p> <p>また、ご要望につきまして、電波の利用状況や今後の需要動向等を踏まえ、検討して参ります。</p> | 無 |
| 2 | 一般社団法人日本 ローバンド拡大促進 協会 | <p>第4章、第2節、第1款 26.175MHz以下の周波数の利用状況の④ 総合評価において、『本周波数区分は波長が長く長距離伝搬が可能であることからアマチュア無線のほか古くから洋上での船舶通信や中波放送、短波放送等に利用されている。全般的な無線局数は漸減傾向にあるものこれらの電波利用システムは国際的にも同様に利用されており国際的な動向も踏まえとおおむね適切に利用されている。』と記述されていますが、一部の周波数帯では適切とは言えない実情があります。</p> <p>3.5MHz帯～3.8MHz帯においては波長が非常に長いため業務通信としては使い勝手が悪く近年VHF、衛星、インターネット回線に移行し多くは運用停止になっています。問題は使われなくなった周波数がそのまま放置されていることです。使われなくなっている周波数では近隣諸外国の漁船と思われる通信が盛んに行われていて運用形態からして全てが違法局と推量されます。使われていない周波数を放置しておくことは我が国の国益を毀損することになります。予防的措置として2次業務でアマチュア業務への配分を検討するよう要望します。</p> | <p>ご指摘の第4章における「おおむね適切に利用されている。」との評価案は、アマチュア無線のほか船舶無線や航空無線等を含む26.175 MHz以下の周波数帯に係るものです。</p> <p>船舶無線や航空無線は、令和2年度電波の利用状況調査の結果、無線局数は前回調査結果に比べ減少傾向にあるものの一定の需要があり、国際的に共通に利用されているものもあることを踏まえ「おおむね適切に利用されている」と評価しています。</p> <p>アマチュア業務への周波数の分配に係るご意見については、今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思います。</p> | 無 |

| | | | | |
|---|------------|---|---|---|
| 3 | ソフトバンク株式会社 | <p>第2章 令和元年度電波の利用状況調査の概要 第1節 調査概要</p> <p>令和2年の電波の利用状況調査より、携帯電話・全国BWA以外の無線システムについては、2区分に分けて2年に一度の調査頻度に変更されたことに加えて、重点項目が規定され、無線局の実運用時間、運用エリア等の利用実態を迅速かつ詳細に調査することが可能となりました。このような取り組みは、周波数の利用実態を正確に把握する「周波数利用状況の見える化」を推進し、電波有効利用のさらなる推進につながるから有意義と考えます。</p> <p>他方で、本評価結果(案)において示された移行・代替・廃止が適当と評価された無線システムについては、検討の加速化や他周波数帯への移行の促進等、速やかに具体的なアクションへつなげていくことが重要であり、これらのシステムについては、調査頻度を上げ、毎年進捗を調査・公表することも一案と考えます。</p> <p>また、今後の電波の利用状況調査において、重点調査の対象とする周波数帯やシステムについては、将来の周波数戦略を策定するうえで、より効果的な調査とするために、パブリックコメント等を通じて、外部の意見を反映できる仕組みにすることが望ましいと考えます。</p> | <p>ご意見につきまして、ご賛同の意見として承ります。</p> <p>また、頂いたご意見については、今後の電波の利用状況調査の参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| | | <p>デジタル化の推進について</p> <p>アナログからデジタルへの移行の加速化は、我が国全体の周波数有効利用の観点から非常に重要な取り組みですが、総務省殿公表の「国等の電波の利用状況(令和2年3月現在)」によると、3GHz帯以下におけるアナログシステムの比率は、「国等以外の無線局」で約50%、「国等の無線局」で約20%となっており、さらなる効率化の余地があるように見受けられます。</p> <p>特に、未だにアナログ方式を採用している公共周波数システムについては、本評価結果(案)において示されているとおり、「デジタル変革時代の電波政策懇談会 公共周波数等ワーキンググループ」における検討の方向性も踏まえつつ、適切に対応していくことが必要であり、今後の方向性が着実に実行されるよう、少なくとも年1回移行状況を調査・公表する等、総務省殿によって定期的なフォローアップを実施いただくことが必要と考えます。</p> <p>また、仮に上記ワーキンググループにおける検討等を通じて、新たな空き帯域の抽出が可能となった場合は、携帯電話システム等の稠密利用が進んでいるシステムへの活用等が効果的であると考えます。</p> | <p>頂いたご意見については、今後の電波の利用状況調査の参考とさせていただき、定期的なフォローアップの実施については「デジタル変革時代の電波政策懇談会」の提言も踏まえ取り組んで参ります。</p> | 無 |
| 4 | 楽天モバイル株式会社 | <p>全体</p> <p>限りある資源である電波の利用状況を調査し、貴省ホームページ等で広く調査結果および評価結果を公表することは、電波の有効利用を促進することにつながると考えており、本取組みに賛同いたします。</p> <p>なお、本調査で別の周波数帯への移行が適当と評価された電波利用システムや、その他検討課題等については、できるだけ早期のご対応を検討いただくことを希望します。</p> <p>全体</p> <p>今後の電波の利用状況調査においては、各無線システムによる利用状況をより正確に把握するため、各無線システムに割り当てられた周波数の中のどの帯域で主に使用されているかについても、調査及び結果を公表していただくことが適当と考えます。</p> <p>例えば、デジタル特定ラジオマイクに割り当てられた周波数470MHz-714MHzのうち、共用である470MHz-710MHzと占有である710MHz-714MHzそれぞれの帯域における免許人数等の利用実態を区分して、調査結果を公表していただくことを希望します。</p> | <p>頂いたご意見につきまして、ご賛同の意見として承ります。</p> <p>また、頂いたご意見については、今後の電波の利用状況調査の参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 5 | 個人 | <p>利用周波数区分における調査項目で占有周波数帯幅の都道府県毎にあるが、これでは使用許可された周波数帯の利用システムを運用している事業者が周波数帯の中のどのチャンネルを利用してどこが空いているのか実態がまるでわからない。例えば「335.4MHz超714MHz以下」のデジタルTV放送UHF(放送)の帯域についてはTV放送に都道府県毎において使われていることはわかるが、どの事業者が周波数区分の中においてどこからどこまで(チャンネル)の幅でそれぞれ使われていることが書かれていない。一般的には同帯域は日本国内で携帯電話向けにプラチナバンドと呼ばれ利用されているものと性質に近い帯域であり、米国で一部転用され携帯通信向けに利用されているようだ。そのような帯域も含めた将来的な周波数割り当てを考えるための調査とするのであれば、全ての周波数においても利用実態をわかりやすく把握できるように数字で幅に応じた無線局数を都道府県毎に集計したものだけでなく、補足として周波数区分における利用システムのさらに利用事業者毎の詳細なチャンネル表示を追加し、もっとわかりやすくするべきである。</p> | <p>頂いたご意見については、電波の利用状況や今後の需要動向等を踏まえ、更なる周波数の有効利用に向けた検討の参考とさせていただきます。</p> | 無 |

| | | | | |
|---|----|---|--|---|
| 6 | 個人 | <p>地上波デジタル放送470?714MHzを有効活用されていると記載するのは詐欺である。</p> <p>テレビ放送に必要なのは1920×1080画素が必要ない放送を無理に放送しないで既存の放送局が利用している周波数を現行方式において半分以下にする。</p> <p>地上波の4K放送は永久に凍結し総務省有識者会議から4K8K推進派を排除する。</p> <p>衛星放送も対応衛星アンテナの台数が多いBS-17・BS-7chでの4Kは廃止ないしBS-23のみ認可するような「詐欺でない周波数の有効利用優先」を行うべきである。</p> | <p>地上デジタルテレビジョン放送については、前回調査時とほぼ同数の無線局が運用されており、引き続き、適切に利用されていると評価しています。その他のご意見については今後の参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 7 | 個人 | <p>(1)ページ 「電波」は差別用語なので使わないでほしい。</p> <p>(1)ページ 「50MHz超222MHz以下」を「50MHzから222MHz」または「50MHz以上222MHz以下」にしてほしい。「超」より意味が分かりやすい。</p> <p>(1)ページ 「中国総合通信局」だと中華人民共和国の通信局だと誤認する。</p> <p>2-15ページ 「λ」このような難解な文字は使わないでほしい。</p> <p>「入」と誤認する。</p> <p>1508ページもあるPDFは分割して公開してほしい。</p> <p>チェックが大変である。</p> | <p>表記については従前より使用されているものです。ご意見については今後の参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 8 | 個人 | <p>「気象通報用無線(特別業務の局)HF」が何ら調査項目に挙げられず評価結果において一言も言及されていない理由をお聞かせください。</p> <p>1. 気象通報用無線(特別業務の局)の運用周波数3622.5kHz, 7795.0kHz, 133.988.5kHzのうち3622.5kHzはアマチュア無線業務の3.5/3.8MHz帯の中で共存が困難な既存無線局であり周波数再編アクションプラン意見募集結果(令和2年11月13日)において「今後(3.5/3.8MHz帯の帯域)の周波数割当については、アマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線の利用状況を考慮しながら、引き続き検討して参ります。」とあり調査状況が言及されるべきと考えている。これは重点調査対象の要件の「2. 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム」に合致していると理解している。</p> <p>2. 「周波数割当計画の作成案に対する意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申」(令和2年10月12日)において気象通報用無線の新システムNAVATATが別表別表3-3(4-25MHz帯海上移動業務(データ伝送)の周波数表)に追加された。これは重点調査対象の要件の「4. 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮し周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム」に合致していると理解している。</p> | <p>評価書において無線局数の動向を示しており、これを踏まえつつ、帯域単位で総合的に評価しております。なお、重点調査は「電波の利用状況の調査等に関する省令第五条の二に規定する重点調査の実施に係る基本的な方針(総務省告示第百二十六号)」にある要件を満たすものから総合的に考慮し選定しております。</p> | 無 |